

令和5年12月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年2月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和4年1月から令和5年12月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所（東京）の裁決は、平成30年1月から令和5年12月までに言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、海難審判所（東京）と仙台地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 貨物船A(499トン) 遊漁船B(15トン) 衝突事件

千葉県太東埼北東方沖合において、北上中のA船と西行中のB船が衝突し、B船の釣り客6人と乗組員2人が負傷した

② 漁船A(6.3トン) 漁船B(4.9トン) 衝突事件

福島県鷓ノ尾埼南東方沖合において、航行中のA船と漁ろうに従事しているB船が衝突し、B船の乗組員2人が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(499トン) 遊漁船B(15トン) 衝突事件

(太東埼北東方沖合において、北上中のA船と西行中のB船が衝突し、B船の釣り客6人と乗組員2人が負傷した)

【海難概要】 太東埼北東方沖合において、A船(499トン、5人乗組、菜種粕1200トン積載)が北上中、B船(15トン、2人乗組、釣り客12人)が西行中、A船の右舷中央部にB船の船首が衝突し、B船の釣り客6人が胸腰椎椎体等骨折などを、乗組員2人が左膝挫傷などを負った

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第15条(横切り船の航法)が適用される

・衝突地点付近の海域は特別法である海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である予防法が適用される

・両船は、ともに航行中の動力船で、互いに視野の内に入り、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突に至ったもので、衝突のおそれがある見合い関係が生じたのち、両船がそれぞれ要求される動作をとる時間的、距離的余裕があったと認められることから、**予防法第15条(横切り船の航法)が適用される**

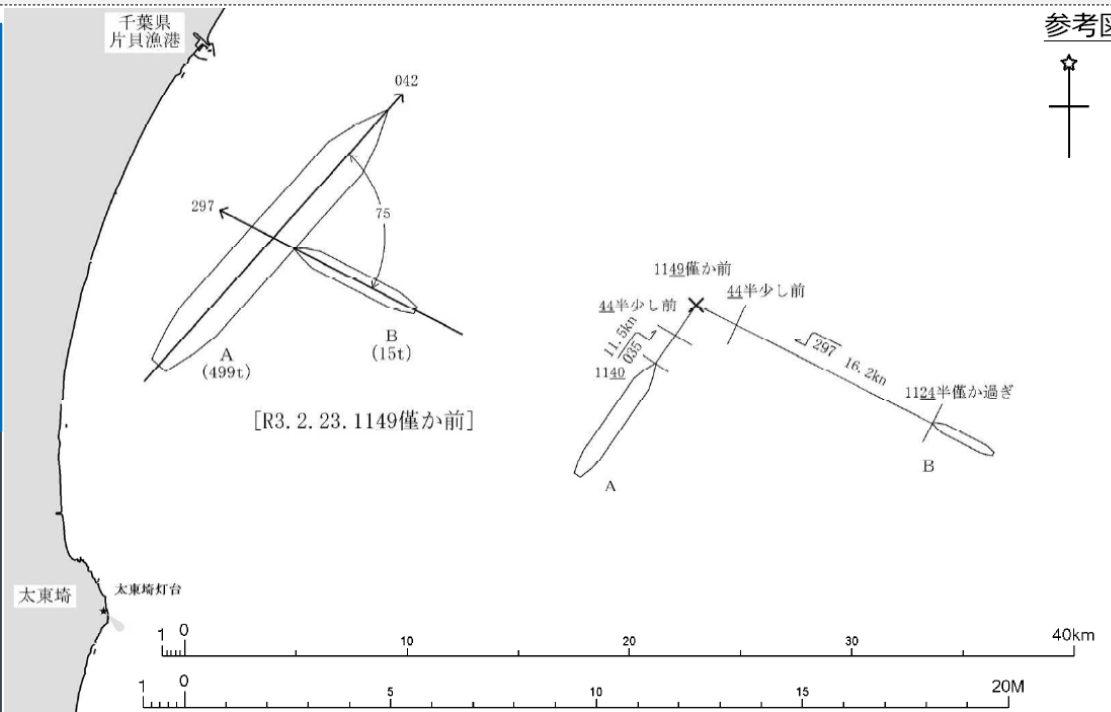
《原因等》 太東埼北東方沖合において、A船が北上中、B船が西行中、

A船：**動静監視不十分**で、前路を左方に横切るB船の進路を避けなかった(主因)
[甲板長Aは、動静監視を十分に行うべきであった]

B船：**動静監視不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)
[船長Bは、動静監視を十分に行うべきであった]

《背景》 ・甲板長Aは、B船がA船の船首方を無難に航過すると思った
・船長Bは、A船がB船の船尾方に針路を向けて航過すると思った

【発生日時】 令和3年2月23日11時49分僅か前
【発生場所】 千葉県太東埼北東方沖合
【死傷者】 負傷8人(B船の釣り客6人と乗組員2人)
【損傷等】 A船：右舷中央部外板に凹損を伴う擦過傷
B船：船首に圧壊等



【受審人】 **《懲戒》**
(A船) 甲板長：六級海技士(航海) → 業務停止1か月
(B船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

* 本裁決は、R5.12.12に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(6.3ト) 漁船B(4.9ト) 衝突事件

(鵜ノ尾埼南東方沖合において、航行中のA船と漁ろうに従事しているB船が衝突し、B船の乗組員2人が負傷した)

【海難概要】 鵜ノ尾埼南東方沖合において、A船(6.3ト、2人乗組)が航行中、B船(4.9ト、2人乗組)が漁ろうに従事していることを示す形象物を表示しないで2.5ノットの速力で投網中、A船の船首がB船の右舷中央部に衝突し、B船の乗組員2人が負傷した

【発生日時】 令和3年3月31日06時45分
【発生場所】 福島県鵜ノ尾埼南東方沖合
【死傷者】 負傷2人(B船の乗組員)
【損傷等】 A船: 船首外板に亀裂等
 B船: 右舷中央部外板に亀裂等

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第18条(各種船舶間の航法)が適用される

- ・衝突地点付近の海域は特別法である海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である予防法が適用される
- ・両船は互いに他の船舶の視野の内にあり、B船は、操縦性能が制限される投網中で、漁ろうに従事する船舶であることを示す形象物を表示していなかったものの、同じ固定式刺網漁業に従事しているA船から見れば、低速力で一定方向に移動している様子などから、B船が漁ろうに従事している船舶であると判断することができたと認められるので、**予防法第18条(各種船舶間の航法)が適用される**

《原因等》 鵜ノ尾埼南東方沖合において、両船が、衝突のおそれがある態勢で接近する状況となった際、

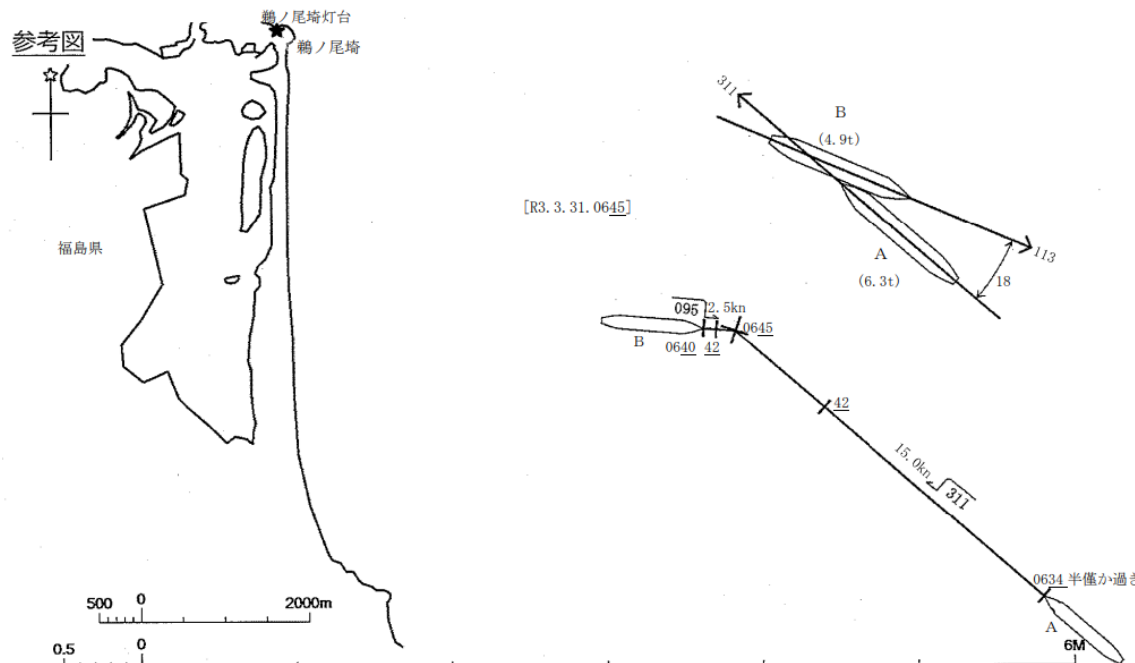
A船: **見張り不十分**で、漁ろうに従事しているB船の進路を避けなかった(主因)

【船長Aは、見張りを十分に行うべきであった】

B船: **見張り不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

【船長Bは、見張りを十分に行うべきであった】

《背景》・船長Aは、携帯電話の操作に気をとられた
 ・船長Bは、航行中の他船が漁ろう中の自船を避けてくれると思った



【受審人】
 (A船) 船長: 小型船舶操縦士 → **《懲戒》** 業務停止1か月
 (B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

* 本裁決は、R5.12.22に言い渡されました。
 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい